

# 2021年1月号 FP武蔵野グループ



渡辺公雄  
CFP、社会保険労務士

## 年金の211万円の壁（住民税の課税、非課税の境目）

今回は、住民税の課税、非課税の境目について、考えていきます。

65歳以上の夫婦2人暮らしで、収入が公的年金だけの場合とすると、**211万円の壁**が存在します（他の所得もある場合は、住民税が非課税となる年金額も変わってきますので、ご注意ください）。

住民税が非課税になると、例えば、医療費の月額自己負担額（高額療養費）が下がる  
とか、各市町村により違いがありますが国民健康保険料などでもメリットがあります。

以下、例です（配偶者はあまり収入がなく、控除対象配偶者とします）。

令和3年度以降の場合

明細	金額
公的年金等収入額	211万円
公的年金等控除額	110万円（65歳以上の場合）
控除額（東京都23区、武蔵野市、三鷹市 などの場合）	$35万円 \times \underline{2} + 31万円 = 101万円$ ※ <u>2</u> は、本人+配偶者の意味。
差引額	0円（⇒住民税は非課税となる）

この例は、ちょうど年金が211万円なので非課税ですが、これを超えると住民税が課税対象ということになります。

令和4年4月から、繰下げが75歳までできるようになるのですが、この211万円の壁は少し気になる存在です。この壁を少しオーバーするくらいなら、211万円以内に収めたほうが良いとする考え方もあります。しかし、ちょっと悩ましいところですね。

以上